

自動車運送事業者 各位

独立行政法人

自動車事故対策機構 青森支所

運輸安全マネジメントセミナー（国土交通省認定セミナー）の開催について

日ごろより、自動車事故対策機構の業務にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、令和8年度(上期)の標記セミナーにつきまして、下記の日程にて開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 開催日程等

【ガイドラインセミナー】

- 日程：令和8年5月12日（火） 13：00～16：00（受付12：30～）

（内容）

自動車運送事業者に期待される安全管理の取組み（ガイドライン14項目）について、取組事例を交えて解説するセミナーです

- 会場：八戸総合卸センターHOCコネクト(八戸市卸センター1丁目 12-10)

【リスク管理セミナー】

- 開催日：令和8年5月25日（月） 13：00～16：00（受付12：30～）

（内容）

「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用」について、リスク管理の解説及びワークショップを通じて理解を深めるセミナーです。

- 会場：八戸市水産会館(八戸市白銀町三島下 95)

【内部監査セミナー】

- 開催日：令和8年6月9日（火） 13：00～16：00（受付12：30～）

（内容）

ガイドラインで求められている内部監査の実施方法等について、解説及びワークショップを通じて理解を深めるセミナーです。

- 会場：八戸総合卸センターHOCコネクト(八戸市卸センター1丁目 12-10)

2. 受講料

各セミナーとも1名につき、**5,200円**（税込。当日受付時にご用意下さい）

※（公社）青森県バス協会会員事業者の方は交付金対象となります。

交付金をご利用された方は、後日、（公社）青森県バス協会様に氏名等を通知します。

3. 会場

【ガイドラインセミナー】 八戸総合卸センターHOCコネクト(八戸市卸センター1丁目 12-10)

【リスク管理セミナー】 八戸市水産会館(八戸市大字白銀町三島下95)

【内部監査セミナー】 八戸総合卸センターHOCコネクト(八戸市卸センター1丁目 12-10)

※ 会場の違いにご注意ください。

※ 駐車場には限りがあります。乗合せての来場にご協力ください。

4. お申込み方法

(1) 当機構ホームページからお申込みいただく方法

下のサイトにアクセスいただき、必要事項を入力の上、「受講票」を印刷いただき、当日、ご持参ください。当機構ホームページ

URL : <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

(2) FAXでお申込みいただく方法

添付の「申込書」に必要事項をご記入の上、当機構へFAXにてお送りください。

FAX送信先 : 017-739-0552

5. お問い合わせ先

(独)自動車事故対策機構(ナスバ) 青森支所 セミナー担当

〒030-0841 青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館3階

TEL:017-739-0551

運輸安全マネジメントセミナーについて

当セミナーの受講については任意（**受講義務はありません**）となっておりますが、運輸安全マネジメントの取組みの参考にしたいとお考えの方は、是非、積極的にご参加ください。また、受講することにより以下のメリットがあります。

①【監査インセンティブ】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成26年1月24日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注1. 監査を「免除する」というものではありません。

注2. 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注3. 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

②【貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請に活用可能】

【貸切バス事業者安全性評価認定制度の申請に活用可能】

- 貨物自動車運送事業安全性評価事業「安全性に対する取組の積極性」中、
「1-(2). 外部の研修機関・研修会へ運転者等の派遣」

	1-(2). 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣 (3点又は1点) <small>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業におけるの自認項目5と同様です。</small>	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に、運転者等を派遣していることを判断します。 ◆ 過去1年間（2024年7月2日～2025年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加算の対象とします。 ◆ 配点3点のうち、下記基準により3点又は1点付与とします。 	
判断基準	<p>【3点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 選任運転者が研修会を受講。ただし、下記については管理者が受講した場合も3点付与とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー ○ 全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（プラン2025目標達成72）セミナー、過労死等防止研修セミナー <p>【1点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講した場合、（【3点付与とするもの】を除く。） 	

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度

「運輸安全マネジメント」中、「輸送の安全に関する研修等を実施しているか」

	内容	添付資料の有無	配点
評価基準10	2023年度に運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し、記録しているか。		1
評価基準11	2025年度に経営者は安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。 (1) 国土交通省の認定セミナーを受講した場合は2点。 (2) 国土交通省の認定セミナー以外の受講は1点。		2
評価基準12	2025年度に運転者の安全に資する技能(運転実技)等の向上に努めているか。 ・高度な実技訓練を実施している場合は3点、それ以外は2点 ※高度な訓練(例) ・安全運転中央研修所、クレーン・フォークリフト等専門機関での訓練 ・雪上での走行訓練 ・山岳道路(長い下り坂等)での走行訓練		3
評価基準13	2025年度に運転者に対して次の内容の教育及び研修を実施しているか。 次の質問全て(①、②が回答必須) ① 運転者等の年齢、経歴、能力に応じたもの ② 知識普及、問題解決、参加体験型(一方的な講義ではない方式)		1

注1. 上記、Gマークの判断基準は2025年度の申請案内からの抜粋です。

注2. 上記、安全性評価認定制度の配点は2026年度の自己評価シートの抜粋です。

注3. 当機構として加点を保証するものではありません。各申請に関するご質問に対しては当機構ではお答えできませんので、申請先の各団体にお問い合わせください。

